

【資料編】

| | |
|---|-----|
| 1 . 東アジアにおける協力に関する共同声明 | 107 |
| 2 . 東アジア・ビジョングループ (E A V G) による提言 | 109 |
| 3 . 東アジア・スタディ・グループ (E A S G) による提言 | 113 |
| 4 . 日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言 | 114 |
| 5 . 今後の経済連携協定の推進についての基本方針 | 118 |
| 6 . A S E A N ・日中韓エネルギー大臣会議閣僚共同宣言 「より緊密な A S E A N + 3 エネルギー・パートナーシップに向けて」 | 120 |
| 7 . 日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み(要約) | 122 |
| 8 . 東アジア地域協力をめぐる主な動き | 126 |

[資料1]

東アジアにおける協力に関する共同声明（外務省仮訳）

（1999年11月28日にフィリピンのマニラで採択）

1. ブルネイ・ダルサラーム国、カンボディア王国、中華人民共和国、インドネシア共和国、日本国、大韓民国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ヴェトナム社会主義共和国の首脳、及びマレーシアの首相の特別代表は、マニラでの ASEAN + 3 首脳会議において、各国間の関係が急速に発展していることに対する満足の意を表明した。

2. 各国首脳は、東アジアにおける相互作用の高まりと緊密な連携に対する明るい見通しに留意し、右相互作用の進展によって、お互いの協力と共同作業の機会が増え、それにより、地域の平和、安定及び繁栄の促進に不可欠な要素が強化されるという事実を認識した。

3. 各国首脳は、グローバリゼーションと情報化の時代における地域的相互依存と進展のみならず、新たなミレニアムにおける課題と機会にも注意し、東アジアと世界における、相互理解、信頼、善隣友好関係、平和、安定、及び繁栄を推し進めるために、対話を促進し、共同努力を深め確固たるものとするにつき意見の一致を見た。

4. これに関連して、各国首脳は、国連憲章の目的と原則、平和五原則、東南アジア友好協力条約、及び普遍的に認められた国際法の諸原則に従って、相互の関係を処理することへのコミットメントを強調した。

5. 各国首脳は、1998年12月のハノイでの第6回 ASEAN 首脳会議において、ASEAN、中華人民共和国、日本国、及び大韓民国の首脳が、首脳会議を定期的開催することの重要性に関し決定したことを想起し、更に、「東アジア・ビジョングループ」が続けて行っている努力を認識しつつ、未来の課題に目を向けつつも、利害や関心を共有する優先分野で東アジアにおける共同作業を推進するために、この対話プロセスを強化し、協力を強化することにつき意見の一致を見た。

6. これに関連して、各国首脳は、特に以下の様々なレベル且つ様々な分野において、共同努力とともに、既存の協議・協力プロセスを強化することへのコミットメントを強調した。

a) 経済・社会分野

(1) 経済分野の協力において、各国首脳は、貿易、投資、技術移転を加速させる努力を強化し、情報技術と電子商取引における技術協力、産業・農業協力の促進、中小企業の強化、及び観光の促進、メコン河流域を含む東アジアの成長地域の発展への積極的な参加を奨励する上で努力を強化すること、更に、「東アジア・ビジネス・カウンシル」や主要地域産業のための産業別ビジネス・フォーラムといったネットワーク構想を検討することを通じて、民間部門の経済協力活動へのより幅広い参加を促すこと、そして、構造改革の継続と協力の強化が、持続的経済成長に不可欠であり、東アジアにおける経済危機の再発を防ぐため不可欠なセーフガードであるところ、右を継続することに意見の一致を見た。

(2) 通貨・金融分野の協力において、各国首脳は、当面マクロ経済上のリスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化、地域の資本移動のモニタリング、銀行・金融システムの強化、国際金融システムの改革、並びに既存の ASEAN + 3 蔵相会議及び蔵相代理・中銀副総裁会議といった対話・協力のメカニズムを含めた ASEAN

+3の枠組みを通ずる東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化に焦点を当てながら、利益を共有する金融、通貨、及び財政問題に関する政策対話、調整、及び協力を強化することにつき意見の一致を見た。

(3) 社会開発及び人材育成において、各国首脳は、東アジア諸国の国内及び東アジア諸国間において存在する経済的社会的格差を緩和することにより、東アジアの持続的成長を達成するためには、社会開発及び人材育成が重要であるとの点につき意見の一致を見た。この観点から、人材育成開発基金の設立による「ASEAN 人材育成構想」の実施及び「ASEAN 社会的弱者支援に関する行動計画」といった共同努力を強化することにつき意見の一致を見た。

(4) 科学・技術開発の分野において、各国首脳は、東アジアの経済発展と持続的成長の促進のための能力開発を強化するために、この分野における協力を強化することで意見の一致を見た。

(5) 文化及び情報の分野において、各国首脳は、東アジア文化の強みと美德に焦点を当て、この地域がその多様性から力を引き出している面もあるとの認識の上に立ち、アジアの視点を外の世界に発信し、人的交流を強める努力を強化し、文化に対する理解、親善、及び平和を促進することについて、地域的協力を強化することにつき意見の一致を見た。

(6) 開発協力において、各国首脳は、地域における長期的な経済・政治面での安定を達成すべく、経済的かつ持続可能な発展、技術力及び人々の生活水準を向上させるための「ハノイ行動計画」を実施する上でのASEANの努力に対する支援を開始し、実施することの重要性につき意見の一致を見た。

b) 政治とその他の分野

(1) 政治・安全保障の分野において、各国首脳は、東アジアにおける恒久平和と安定に向けて、相互理解と信頼を増進させるため、対話、調整、及び協力を継続することにつき意見の一致を見た。

(2) 国境を跨ぐ問題の分野において、各国首脳は、東アジアにおいてこの分野で共有する関心事項に対処する上での協力を強化することにつき意見の一致を見た。

7. 各国首脳は、彼らの共同努力と協力アジェンダが如何に様々な多国間フォーラムのイニシアティブを支援・補完するか留意し、地域的及び国際的金融機関のみならず、国連、WTO、APEC、ASEM、及びARFといった様々な国際的及び地域的フォーラムとの調整及び協力を強化することにつき意見の一致を見た。

8. 各国首脳は、様々な分野における東アジアにおける協力を実現することを決意し、関係閣僚に対し、既存のメカニズム、特に彼らのシニア・オフィシャルを通じて、この共同声明の実施を監督するよう指示した。各国首脳は、この共同声明の実施状況をレビューするために、2000年タイのバンコクにおいて開催されるASEAN拡大外相会議の際にASEAN+3外相会合を開催することにつき意見の一致を見た。

9. 最後に、各国首脳は、東アジアの人々の生活の質、及び21世紀における地域の安定に対し、目に見える影響を伴う具体的な成果を生み出すことに向けて、東アジアにおける協力を一層深化・拡大するにあたって、より大きな決意と自信を表明した。

[資料2]

東アジア・ビジョン・グループ (E A V G) による提言

(2001年に開催された ASEAN+3 首脳会議に提出された最終報告書より)

以下のうち太字で記したものは、E A S Gの提言にとり入れられているものである。また、太字のもののうち斜体で記したものは、E A S Gによって「中長期的な施策、さらなる研究が要求される施策」とされた9項目に含まれているものである。

* 経済分野における協力

- ・ **東アジアビジネス協議会を設立する。**
- ・ *A P E Cによって設定された貿易自由化に関するポゴール目標に先立って東アジア自由貿易地域を形成する。*
- ・ 既存の二国間ないし地域間 FTA を統合する。
- ・ 東アジア自由貿易地域の進展を監督するための閣僚級委員会を設立する。
- ・ **域内の後発開発途上国に対する一般特惠関税的取扱い及び特惠的待遇を確立する。**
- ・ **域内及び域外からの対外直接投資を増加させるために魅力的な投資環境を育成する。**
- ・ 域内投資の促進及び投資関連規制の透明性改善のため、**東アジア投資情報ネットワークを構築する。**
- ・ *中小企業による投資を促進し、行政及び金融面における支援体制を確立する*
- ・ *A S E A N投資地域を拡大させ、東アジア投資地域を設立する。*
- ・ 成長分野に資する資源とインフラを共同で開発し、民間部門の積極的な参加のもとで、開発のための金融資源を拡充する。
- ・ 域内の後発国に対して、インフラ、IT、人的資源の開発という3つの優先分野に関する援助と協力を拡充する。
- ・ 格差是正のため、域内の後発開発途上経済に対するODAを増加させる。
- ・ **技術移転及び共同の技術開発を通じた技術協力を実施する。**
- ・ 民間企業が商業ベースでの技術移転を行うことを奨励する。
- ・ **情報通信インフラの整備及びインターネットへの廉価での一層のアクセスを実現するため、共同で情報通信技術の開発を行う。**その際の優先順位は、国家間ないし国家内のデジタルデバイドの是正におかれるべきである。
- ・ ニューエコノミーにおける、よく教育され、柔軟で、革新的な人的資源を大量にプールする。
- ・ 東アジアにおけるITインフラを改善するため、**()東アジア横断的な情報ハイウェイの構築、()域内ソフトウェア技術開発及びマルチメディアコンテンツセンターの設立、()東アジアベンチャーキャピタルネットワークの設立、()インターネット及び電子商取引に関する制度の調和を推奨する。**

* 金融分野における協力

- ・ **東アジア借入協定(East Asia Arrangement to Borrow)ないし東アジア通貨基金(East Asia Monetary Fund)といった域内金融ファシリティを設立する。**
- ・ IMF による全世界的なサーベイランスや4条協議を補足するため、東アジア域内における監視とサーベイランスを強化する。
- ・ 域内のサーベイランス機能の強化を通して、マクロ経済及び金融部門の政策に関する意見交換を行う公式の場を設ける。
- ・ **金融の安定や経済発展と両立する、より緊密に調整された域内の為替レートの決定メカニズムを追求する。**

* 政治及び安全保障分野における協力

- ・ 善隣関係、相互信頼、連帯を基礎とする相互関係を補完するため、主権の尊重、平和的共存、武力行使の放棄及び平等といった広く受容されている国際法の諸原則を含む行動指針を採択し実施する。
- ・ 協力を方向付けるために効果的なルール及び手続を発展させ遵守する。それらには、協議による合意、自発的な履行、対抗手段の回避、関係国の利害への配慮、紛争解決メカニズムの構築を含む。
- ・ **ASEAN+3 サミットを東アジアサミットに発展させることを追求する。**
- ・ 政治・安全保障問題に関する外務大臣や異なる部門の指導者による定期的な会合を含め、域内対話を制度化する。
- ・ 諸国間の継続的な信頼醸成プロセスを構築する。特に、軍や国防関係者間の交流、協議及び他の協力活動を推進する(例えば、軍人の相互派遣、合同訓練、情報交換を行う)。
- ・ 域内の緊張を管理とともに、紛争の予防ないし回避のための効果的な施策を確立し実施する。
- ・ ASEAN地域フォーラム(ARF)を強化する。
- ・ 域内の平和維持目標に関する合意に向けて協力する。
- ・ **東アジア諸国は協議を密にし、海賊や薬物密売、不法移民、小型武器の密輸、資金洗浄、サイバー犯罪、国際テロ、その他人間の安全保障をおびやかす問題を抑止するためのメカニズムを強化する。**
- ・ 準地域における(sub-regional)安全保障対話を促進する
- ・ 各国政治における共通の望ましい目標として、平和、安定、社会の調和、法の支配の尊重、説明責任及び民主的プロセスの促進といった国内的努力を奨励する。
- ・ ガバナンスに関する共通の問題に取り組むための協力やベスト・プラクティスのやり取りをする。
- ・ 政治指導者やビジネス、労働組合、メディア、研究者、若者、NGO、その他の市民社会集団といった様々な社会的利益集団の間での多国間・二国間交流を促進する。

- ・ 地域にとって戦略的に重要な長期的な政治問題を探究するため、東アジアのシンクタンクネットワークを構築する。
 - ・ 国際問題に関する東アジアの声を拡張し、新しい世界秩序の創造と革新の過程に大きく寄与する。
- * 環境及びエネルギー分野における協力
- ・ 紛争解決メカニズムと地域の環境データベースを有する東アジアの環境に関する包括的な協力体を設立する。
 - ・ 域内の環境に関するプロジェクトを調整するために環境大臣会合を定期的で開催する。
 - ・ 温室効果ガス排出量の削減、国境を越える汚染の防止のために大気汚染制御装置の設置に向けて協力する。
 - ・ 食料、農業、森林に関するより一層の調整と協力、また特に地域農業情報ネットワークの構築について追求する。
 - ・ 地域の森林の保全と再生に向けた共同計画を実施するとともに、洪水、干ばつ、森林火災を中心とした自然災害を防止ないし管理に係る能力を強化する。
 - ・ 地域全体における持続可能な環境マネジメントに向け、共同行動計画を作成する。域内の先進国は、行動計画の効果的な実施に資するよう、資金及び技術面での協力を提供する。
 - ・ 都市開発問題、特に過密や汚染による環境破壊や生活の質の低下に取り組むための情報交換を推進する。
 - ・ 学校カリキュラムの早い段階で環境教育を導入する。
 - ・ 草の根レベルのコミュニティ・プログラムの創設や普及を中心とした、域内の環境に関するネットワークの発展を奨励する。
 - ・ 環境協力や保護に関するすべての多国間合意の実効的な履行を確保するために国際会議において協調した行動をとる。
 - ・ 東アジア全体で水資源をより効率的に管理できるよう共同で努力する。
 - ・ **東アジア全体で地域海の環境協力をより緊密な協力を推進する。**
 - ・ 域内の新エネルギー及び新たなエネルギー供給源の開発と探究、エネルギーの効率的利用の促進のために共同する。
 - ・ 化石燃料の有限性を考慮し、東アジア各国は太陽光、風力、水力、核融合といった各エネルギーの開発に向けて協力すべき。
 - ・ 域内の原子力協力に関する協定を作成し、原子力の平和で安全な利用を促進する
 - ・ 短期及び長期のエネルギー政策ないし戦略に関する広範な地域的コンセンサスを形成に資するような枠組みを確立する。**加えて、ASEAN横断的エネルギー・ネットワーク・プロジェクトのような枠組みないし行動計画を、域内各国によって合意されたエネルギー政策及び戦略の履行に向けて作成する。**

* 社会、文化及び教育分野における協力

- ・ 社会的正義や人間の安全保障の価値を支持し、東アジアに居住するすべての人々の生活を改善するために域内全般にわたるイニシアチブをとる。
- ・ **地域全般にわたる貧困削減プログラム、ヘルスケアプログラム及びリテラシー・教育増進キャンペーンを策定する。**
- ・ それぞれの社会に影響を与えている様々な形態での不平等や偏見について監視し、取り組む。
- ・ 域内先進国は、域内途上国の貧困、リテラシー教育、疾病に多大な支援を行う。
- ・ HIV やマラリアに対する特別の注意を払いつつ、危機に瀕している集団を中心として、プライマリ・ヘルスケアへの人々のアクセスを拡大及び改善するために協調して取り組む。
- ・ 広範な社会交流や域内協力を資するための制度化されたメカニズムとして、政府及び非政府の多様な部門を代表する人々から構成される東アジアフォーラムを設立する。
- ・ *市民参加や責任を奨励し、社会問題への取組についての官民パートナーシップを促進するために、政策協議や政策調整に際して NGO と協働する。*
- ・ 基礎教育、技術トレーニング及びキャパシティ・ビルディングの改善に焦点を当て、東アジアに対する包括的な人的資源開発プログラムを実施する。
- ・ 地域的なアイデンティティや東アジア意識を強化するため、自国の文化及び教育機関と協力する。
- ・ 東アジアの芸術、工芸品及び文化遺産の保存における専門家のネットワーク構築や交流を促進する。
- ・ 域内における東アジア研究を促進し、後世に続く相互信頼や理解を築く。そのため、域内の鍵となる大学が、歴史、言語、文化、現代社会に焦点をあてた東アジア研究プログラムを設定する。これらの東アジア研究プログラムは、研究、交流、今日の東アジアの発展に関する他のプロジェクトの実施にあたる東アジア研究ネットワークに組み込む。ネットワークの事務局として大学を一つ指定し、東アジア研究に関する情報センターとしての機能やプロジェクトの調整に当たらせる。
- ・ 域内における基礎教育、リテラシー・プログラム及び技術訓練へ資金を供与するために東アジア教育基金を設立する。

[資料3]

東アジア・スタディー・グループ（EASG）による提言

（2002年11月のASEAN+3首脳会議に提出された最終報告書より）

* 短期的な施策（17の具体的施策）

- ・ 東アジアビジネス協議会（East Asia Business Council）を設置する。
- ・ 一般特惠関税的取扱い及び後発発展途上国に対する優遇的措置を確立する。
- ・ 対外直接投資を増加させるための魅力的な投資環境を育成する。
- ・ 東アジア投資情報ネットワークを構築する。
- ・ 成長分野に資する資源と社会経済基盤（インフラ）を共同で開発し、民間部門の積極的な参加とともに開発のための金融資源を拡充する。
- ・ インフラ、IT、人的資源開発、ASEAN地域の経済統合という4つの優先分野における援助と協力を供与する。
- ・ 技術移転と共同技術開発を通じた協力を実施する。
- ・ 通信インフラの構築とインターネットへの一層のアクセスを提供するため、情報通信技術を共同で開発する。
- ・ 東アジアのシンクタンクネットワークを構築する。
- ・ 東アジアフォーラムを設立する。
- ・ 東アジアにおける包括的な人的資源開発プログラムを実施する。
- ・ 貧困削減プログラムを確立する。
- ・ 人々にプライマリヘルスケアへのアクセスを提供するための具体的な措置をとる。
- ・ 非伝統的な安全保障問題に関する協力のメカニズムを強化する。
- ・ アイデンティティと東アジア意識を促進するために、文化、教育機関と協働する。
- ・ 東アジア諸国の芸術、工芸品、文化遺産の保全に関する専門家のネットワーク構築や交流を促進する。
- ・ 域内における東アジア研究を促進する。

* 中長期的な施策、さらなる研究が要求される施策（9の具体的施策）

- ・ 東アジア自由貿易地域（EFTA）を形成する。
- ・ 中小企業による投資を促進する。
- ・ ASEAN投資地域を拡大する形で、東アジア投資地域を設立する。
- ・ 域内の金融ファシリティを設立する。
- ・ より調整された域内の為替メカニズムを追求する。
- ・ ASEAN+3サミットの東アジアサミットへの発展を追求する。
- ・ 地域全体のために域内の海洋環境に関するより緊密な協力を推進する。
- ・ エネルギー政策およびエネルギー戦略に関する枠組みおよび行動計画を作成する。
- ・ 市民参加および社会問題への取組みにおける官民の連携を奨励するために、政策の形成や調整においてNGO等と協同する。

[資料4]

日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言

2003年10月7日、於：パリ

我々、日本国、中華人民共和国及び大韓民国の首脳は、2003年10月7日にインドネシアのバリで開催されたASEAN+3首脳会議の際に会談した。我々は、それぞれの二国間関係及び三国間協力の発展における前向きな進展を回顧し確認した。我々は、新世紀における三国間協力をさらに促進し、強化するため、以下の共同宣言を発出する。

I

地理的な近接性、経済的な相互補完性、経済面での協力の発展及び人的交流の増加に伴い、三国は相互に経済・貿易の重要なパートナーとなり、地域の問題及び国際問題における協調と協力を間断なく強化してきている。

日中韓協力は、三国の関係発展が満足できる勢いを有していることを示している。三国の首脳は、1999年以来、定期的に非公式会合を開催してきた。三国は、政府の各部門において、閣僚、政府高官及び事務レベル会合のための仕組みを創設してきた。三国は、経済・貿易、情報、環境保護、人材開発及び文化を始めとする優先分野において、実り多く効果的な協力を発展させてきた。

三国は、アジア太平洋経済協力(APEC)及びアジア欧州会合(ASEM)を始めとする様々な形式の地域協力に参加し、積極的に支援してきた。三国は、ASEAN+3の枠組みの下での協力の重要な推進力として、東アジア・スタディグループ(EASG)最終報告において推薦された各プロジェクトの実施に積極的な役割を果たし、メコン地域協力を促進し、ASEAN統合イニシアティブ(IAI)に積極的に貢献してきた。

このような背景を踏まえ、我々、三国の首脳は、日本、中国及び韓国の間には、三国間協力を推進するための堅固な基盤が築かれたことを確認した。我々は、三国間協力を発展・深化させることが、単に日中、中韓及び日韓の二国間関係の着実な発展を更に促進させることに資するのみならず、東アジア全体の平和、安定及び繁栄の実現に貢献するものであることを確信している。

グローバル化と情報化時代の到来は、世界のすべての国々に多くの新たな挑戦のみならず、大いなる発展の機会をもたらした。日本、中国及び韓国は、アジア及び世界全体における重要な国として、地域の平和と安定を維持し、すべての国の共同発展を促進するための責任を共有する。三国間協力は、発展を後押しし、東アジア協力を強化し、地域的及び世界的規模で平和と繁栄を確保することを目指している。

この目的のために、我々、三国の首脳は、以下の基本的見解を共有した：

1. 三国間協力は、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係を規律する普遍的に認められたその他の規範に従って進められる。
2. 相互の信頼と尊重、平等と相互利益の基礎の上に、すべての者が勝者となる結果を確保することを目指して、三国は、経済関係と貿易、投資、金融、運輸、観光、政治、安全保障、文化、情報通信技術、科学技術及び環境保護を含む様々な分野において、幅広い未来志向の協力を強化する方途を探求する。
3. 三国の政府は、三国間協力の主要な担い手になるほか、経済界、学界及び様々な非政府組織がそれぞれの役割を果たすことを奨励する。
4. 三国間協力は、東アジア協力の欠くことのできない構成要素である。三国は、ASEAN+3を始めとする多様な形態の地域協力を通じて、協調関係の強化及びASEAN統合プロセスに対する支援を継続する。三国は、この地域の安定及び繁栄のために、北東アジアにおける経済協力と平和対話を促進する。
5. 三国間協力は、透明性のある、開かれた、非排他的で、非差別的な方法で進められる。

三国は、他の諸国との協力のために有しているそれぞれの機構を維持することによって、相互に発展するために互いの経験から利益を得ていくよう努める。

III

我々、日本、中国及び韓国の首脳は、三国間協力の本質的な進歩を促進するために、より容易なプロジェクトから着手し、徐々に協力の範囲と深さを拡大しつつ、以下の分野において、確固とした方法により、三国間協力を拡大し深化させていくことの必要性を強調した。

1. 貿易及び投資における協力。三国は、この地域のすべての国々の成長可能性を最大化し、やがては共通の繁栄を達成するために、相互信頼と相互補完を特徴とする経済協力及び貿易を発展させる。三国は、また、貿易及び投資のために魅力的な環境を創り出すため、関連するWTO規則に整合的な形で、調整を強化するよう努める。

三国は、市場アクセスを改善するため、及びアンチ・ダンピング規律の強化を始めとして、バランスのとれた形でルールを強化するために、ドーハ開発課題(DDA:ドーハラウンド)交渉を推し進めるよう共同で努力する。三国は、WTO規則の濫用及び恣意的適用を防止するよう努める。

三国は、それぞれの関税当局及び運輸当局の間において貿易の円滑化に関する対話と協力を強化するとともに、既存の経路を通じて、品質監督、検査及び検疫を担当する当局間における交流と協力を継続する。三国は、また、関連するWTO協定に整合的な形で、貿易における「食の安全」及び動植物衛生の重要性を強調する。

三国は、公衆の啓発、人材の交流、経験の共有及び法の執行の促進を通じ、知的財産権の保護と同分野における協力を強化する。

三国は、それぞれの研究機関によって進められた自由貿易協定(FTA)の経済的影響に関する共同研究の進展を評価するとともに、時宜を得た方法で、将来における三国のより緊密な経済連携の方向性を探求する。

三国は、北東アジアにおける貿易及び投資の円滑化並びに人的往来の促進のために、国際的な民間航空輸送の発展を目指して、航空当局間の既存の対話及び協力を促進する。

三国は、対内外国直接投資(IFDI)がそれぞれの国内経済の増進にとって重要であることを認識し、IFDIの促進のためになされてきている様々な努力を歓迎する。三国は、投資家によって提起された個別の問題に対して公正に且つ透明性ある方法によって対応することを含め、IFDIの促進に向けて更に措置をとる意図を有することを確認する。このような観点から、三国は、三国間投資取決めのあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げる。

三国は、貿易紛争の可能性を最小化するために情報交換及び事前協議を強化するとともに、既存の二国間及び三国間の協議を最大限活用する。

2. 情報通信技術(ICT)産業間の協力。三国は、ブロードバンド通信、移動通信及びe-ビジネスという優先分野における交流と協力を強化する。三国は、ハイテク通信の研究開発推進を継続し、新世代通信ネットワーク及び第三代移動通信等の分野における交流を促進する。三国は、また、安全性を確保しつつ、すべての社会部門においてICTの適用を拡大する。同時に、三国は、アジア全体におけるブロードバンド・ネットワーク構築に積極的役割を果たすことを追求するとともに、インターネット産業の発展を加速し、アジアにお

ける情報の流通を促進する。

3. 環境保護における協力。三国は、日中韓三ヶ国環境大臣会合(TEMU)を始めとする様々な枠組みの下で、黄砂及びそのモニタリングと早期警戒、酸性沈着のモニタリング、大気汚染、水及び海洋汚染並びに気候変動等の環境に関する共通の懸念への対処について協力を強化する。三国は、また、環境分野の産業及び技術の交流と協力を拡大し、水資源管理、森林保全、再植林及び生物多様性の保全について対話と協力を推進する。三国は、持続可能な発展を促進するため、地域及び地球規模の主要な環境問題に関する協議と協力を強化する。
4. 災害の予防及び管理における協力。三国は、暴風、台風、洪水及び地震等の災害による被害の予防及び削減のために、協力と対話を促進する。
5. エネルギーにおける協力。三国は、エネルギー分野において、相互に利益となる協力を拡大し、地域的及び世界的なエネルギー安全保障を強化するために共に努力する。
6. 金融協力。三国は、この地域における金融の安定を促進するために、経済政策に関する対話の強化を継続し、チェンマイ・イニシアティブを実施する。三国は、地域的な金融及び安定のメカニズムの創設と地域債券市場の発展の可能性を探求することを含め、将来の地域的な金融協力を深化させる。三国は、この地域における均衡のとれた経済発展とミレニアム発展目標を達成するために、国際金融機関における協力と協調を強化する。
7. 科学技術における協力。三国は、共通に懸念する問題への対応力を強化し、新産業分野を拓くための新たな技術を前進させるため、ITER(国際熱核融合実験炉)プロジェクトを成功させることを含め、様々なレベルにおける科学技術協力を促進し、推進する。
8. 観光における協力。三国は、適切な手段を通じて三国間の観光の拡大を促進することによって観光産業を一層活性化させるとともに、観光インフラ及び欧州又は北米の住民等三国以外の住民による三国への周遊ツアー等の分野で、観光当局及び観光産業の間の交流と協力を強化する。
9. 漁業資源保全における協力。三国は、二国間又は三国間で、効果的な漁業管理を通じて、漁業資源の持続可能な利用とその保全を促進するために協力する。

IV

10. 相互理解及び相互信頼を高め、未来におけるより良い三国間協力のために多様な交流の経路を拡大するという目的に向け、三国は、人と人との交流、文化、教育・人材育成、ニュース・メディア、公衆の健康及びスポーツといった様々な分野において協力を強化する。

三国は、青年及び若手リーダーの間の接触を増進させるために、人的交流の奨励及び促進を継続する。三国は、また、有形及び無形の伝統的文化遺産、文化的多様性並びに文明間対話の保護及び発展を始めとする分野における協力を強化するために、文化交流及び文化協力を精力的に発展させる。

三国は、教育分野における三国間協力を引き続き支援する。三国は、それぞれの高等教育機関の間の学生交流を拡大するための協力を強化し、互いの成績評価、学位及び単位の相互認定を促進し、三国間の語学教育と文化交流を奨励する。

三国は、政府間で緊密に連絡しつつ、共同セミナーやその他の方式を通じて、それぞれのメディア団体間の意思疎通と協力を奨励する。

三国は、三国間の姉妹都市提携やその他の方法により、地方自治体の間の交流と協力を拡大する。

それぞれの国民の間の相互理解及び友好を増進するため、三国は、サッカーや卓球の試合を組織することを含め、それぞれのスポーツ界の間の多様な形式の交流及び協力を奨励する。

V

11. 三国は、国際問題における協力を強化するとともに、世界の平和及び安定の維持における国連の中核的役割を引き続き支持する。三国は、国連の強化及び国連改革を含む国連に関連する諸問題に関する対話及び協議を促進する。

12. 三国は、様々な形態のアジア地域協力を前進させるために、力を合わせて努力する。三国は、東アジア・スタディー・グループの最終報告書で示された施策の実施プロセスを前進させ、東アジア協力の方向に向けてASEAN+3協力を促進し、その過程で鍵となるASEANの役割を支持する。三国は、アセアン地域フォーラム(ARF)、アジア太平洋経済協力(APEC)及びアジア欧州会合(ASEM)といった枠組みにおいて協力を一層増進させる。

13. 三国は、安全保障対話を強化し、三国の防衛当局者又は軍当局者の間の交流及び協力を推進する。

三国は、関連する国際規範を遵守することの重要性を認識し、効果的な輸出管理を含む政治的、外交的及び行政的措置を通じて、国際レジームに基づきながら、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止し、抑制するとともに、軍縮における意見交換と協力を強化する。

三国は、朝鮮半島が直面する核問題の対話を通じた平和的解決及び朝鮮半島の非核化に対するコミットメントを再確認するとともに、各々のすべての懸念に対処し、朝鮮半島の平和及び安定の維持のために共に努める。

14. 三国は、重症急性呼吸器症候群(SARS)を含む感染症の予防における協力を強化するとともに、それぞれの関係当局の間の効果的な協力を通じて、犯罪及びテロ、海賊、人の密輸、麻薬取引及びその関連犯罪、マネーロンダリング、国際経済犯罪、サイバー犯罪並びにその他の国境を越える犯罪の撲滅における協力を強化する。

VI

我々、日本、中国及び韓国の首脳は、効果的な三国間協力のためには幅広い様々な経路を持つことが不可欠であるという見解を共有した。そのために、我々は、三国首脳会合を継続して開催することを決定した。我々は、外交、経済・貿易、金融、環境保護、情報通信及び特許分野で現在行われている閣僚レベル会合が効果的に運営されることを支援し、他の分野でも同様の会合を開催するよう努力する。我々は、また、この共同宣言に記された協力活動及び現在進められている協力活動を研究し、企画し、調整し及びモニタリングするために、三者委員会を立上げることを決定した。同委員会は毎年の首脳会合に進捗報告書を提出する。

(三国首脳による署名省略)

2003年10月7日にインドネシアのバリで、英語により三通を作成した。

(出所)外務省による仮訳から三国首脳による署名を省略して掲載。

[資料 5]

今後の経済連携協定の推進についての基本方針

(2004年12月21日に経済連携促進関係閣僚会議で決定)

1. 経済連携協定(EPA)は、経済のグローバル化が進む中、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するものである。同時に、EPAは我が国及び相手国の構造改革の推進にも資するものである。
2. こうしたEPAは、東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資する。
3. 我が国は、既にシンガポールとの間でEPAを締結し、メキシコとは署名を終えたほか、フィリピンとの間で大筋合意に達している。また、現在タイ、マレーシア及び韓国との間で交渉を行っている。更に、来年からASEAN全体と交渉を行うこととしているが、これら協定への取組は、東アジアを中心とした経済連携を推進するという我が国の方針を具体化するものであり、これらの早期締結に政府一体となって全力を傾注することとする。
4. 上記以外の交渉についても、EPAの我が国経済・社会における重要性にかんがみ、進行中の交渉の進展状況を勘案しつつ検討を進めていくこととする。交渉相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点、相手国・地域の状況等を総合的に勘案することとする。具体的には、[別添](#)の基準を十分踏まえるものとする。
5. その際、相手国との経済関係の現状等も踏まえつつ、いわゆる自由貿易協定(FTA)ではない経済連携のあり方、例えば、投資協定、相互承認協定の締結、投資環境の整備などについても選択肢として検討する。
6. EPA交渉の推進にあたっては、我が国のWTOにおける交渉に資するものとなるよう努める。また、これまでの交渉の経験も踏まえ、交渉の進め方や作業を効率化するよう努めるとともに、必要な人的体制を更に整備することとし、民間専門家の一層の活用についても検討する。

(別添)

交渉相手国・地域の決定に関する基準

交渉相手国・地域の決定にあたっては、以下の視点を総合的に勘案するものとする。

1. 我が国にとり有益な国際環境の形成

- (1) 東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか。
- (2) 我が国の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するか否か。
- (3) WTO 交渉等の国際交渉において、我が国が当該国・地域との連携・協力を図り、我が国の立場を強化することができるか否か。

2. 我が国全体としての経済利益の確保

- (1) 物品・サービス貿易や投資の自由化により、鉱工業品、農林水産品の輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化が図れるか否か。知的財産権保護等の各種経済制度の調和、人の移動の円滑化等により、我が国進出企業のビジネス環境が改善されるか否か。
- (2) EPA / FTA が存在しないことによる経済的不利益を解消することが不可欠か否か。
- (3) 我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否か。
- (4) 我が国経済社会の構造改革が促進され、経済活動の効率化及び活性化がもたらされるか否か。なお、農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか。
- (5) 専門的・技術的労働者の受入れがより促進され、我が国経済社会の活性化や一層の国際化に資するか否か。

3. 相手国・地域の状況、EPA / FTA の実現可能性

- (1) 我が国及び相手国・地域がそれぞれ相手方との関係で抱える、自由化が困難な品目にどのようなものがあるか。そうした双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか否か。
- (2) 当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか。
- (3) 当該国・地域において、WTO 及び EPA / FTA 上の約束を実施する体制が整っているか否か。
- (4) 当該国・地域との経済連携のあり方として、関税の削減・撤廃を中心とする FTA が最も適切か否か。

[資料6]

ASEAN+3エネルギー大臣による閣僚共同宣言

「より緊密なASEAN+3エネルギー・パートナーシップに向けて」（経済産業省仮訳）

（2004年6月9日にフィリピンのマニラで採択）

1. 我々、ASEAN、中国、日本及び韓国のエネルギー大臣は、2004年6月9日、フィリピン、マカティ市で会した。我々は、最近のエネルギー価格の高騰が我々経済に与える影響に懸念しつつ、ASEAN+3エネルギー・パートナーシップ強化のため、以下の共同行動に合意した。

共通のエネルギー目標

2. 我々は、アジアにおける増加するエネルギー需要及び枯渇する化石燃料に鑑み、「ASEAN+3エネルギー・パートナーシップ」を通じ、世界最大のエネルギー消費圏となる我々の地域における共通目標である、より強化されたエネルギー安全保障及び持続可能性を達成することを決意する。

一般的原則

3. 我々は、我々の地域エネルギー協力が、各国の経済発展段階、エネルギー資源賦存及びエネルギー市場構造の相違に配慮しつつ、対等かつ相互関係の下に強化されるべきことを決意する。
4. 我々は、将来、地域の石油輸入依存が高まると予期されることを認識し、一次エネルギー供給源の多様化に向けた努力を倍加する必要性を認める。我々は、固有エネルギーの探査及びより広範な利用を強化することを誓約する。我々は、天然ガス、石炭、再生可能エネルギーなどの一次エネルギー選択肢を、技術的、経済的及び環境面の要求を考慮しつつ、選択する。
5. 我々は、エネルギー安全保障を強化し経済効率を改善する、より弾力のあるエネルギー供給システムを構築するうえで、市場メカニズムの重要性を認識する。市場メカニズムを開発する際には、各国の状況を考慮しつつ、環境、競争及びエネルギー安全保障の目的のための、一貫性と透明性ある政策と規制枠組が必要である。

石油備蓄

6. 我々は、供給安全保障のための石油備蓄の重要性を認識する。我々は、日本及び韓国の既存の石油備蓄プログラムに留意する。我々は、中国が国家石油備蓄プログラムを設立するというイニシアティブを歓迎する。我々は、自主的に石油備蓄を整備するというASEANのイニシアティブを期待する。我々は日本が示したフィージビリティスタディに対する資金協力の意図を歓迎する。我々は、この地域における石油備蓄プログラムの計画、設立及び/又は運営に係る、日本及び韓国による技術的支援を期待する。我々は、各国の責任と事情を考慮しつつ、協調した緊急時対応措置を志向した地域の石油安全保障措置を強化する必要性を確認する。

石油市場

7. 我々は、アジアプレミアムを含む地域石油市場の課題に対し、協調した努力を行う。我々は、

原油及び石油製品のスポット及び先物取引のため、市場志向の価格形成を奨励する。我々は、アジア市場における対応力のある競争的な石油製品の貿易を奨励する。我々は、石油供給の選択肢を増やすため、我々の地域における石油資源の探鉱開発を強化するとともに、石油輸入源を多様化するように奨励する。

8. 我々は、安定的で確実なエネルギー市場を促進する共通の利益を認識し、域外諸国、特に中東産油国との様々なレベルでの様々な関係者による対話とパートナーシップを追求する。

天然ガス

9. 我々は、天然ガスがクリーンエネルギーであり、エネルギー安全保障目的に適う重要な資源であることを認識する。我々は、天然ガスの探鉱・開発投資を促進し、ガス輸送インフラその他の供給施設を開発し、対応力のある貿易取り決めに促進し、及び、上流から下流に至る技術開発及び技術交流を強化するという、互恵的な事項及び関心に対処する。

再生可能エネルギー

10. 我々は、エネルギー安全保障のためにも、環境の持続性のためにも、またより多くの人々が便利で質の高い生活のためのエネルギーの便益を享受することを可能にするためにも、再生可能エネルギーの開発及び更なる利用を奨励する。我々は、各国の事情に応じ、我々のエネルギー市場において、再生可能エネルギーの促進と商業化に向け、より緊密な協力を進める。

エネルギー安全保障

11. 我々は、自主的なエネルギーセキュリティコミュニケーションシステムを通じた、共同石油データニシアティブ（JODI）による情報の共有により、タイムリーな緊急時対応のための地域の能力を強化することの必要性を認識する。
12. 我々は、石炭が域内に豊富に賦存する有用で経済的なエネルギー資源であることを認識する。我々は、環境に優しい石炭利用を促進する重要性にかんがみ、クリーンコールテクノロジーの普及に向けた努力を強化する。
13. 我々は、将来エネルギー需要が急速に増大する我々の地域において、省エネルギー及びエネルギー効率向上の死活的な重要性を認識し、そのためのより多くの努力が必要となるという考えを共有する。

将来の道

14. 我々は、定期的に会し、共通のエネルギー目標に向けた協力について議論する。そして、我々はASEAN+3エネルギー高級実務者に対し、更なる関連研究、活動及びプログラムに関し作業することを指示する。

(出席閣僚による署名は省略)

[資料 7]

日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み（要約）

2003年10月8日にインドネシアのバリにおいて署名

（前文略）

1．目的

- (a) 包括的経済連携の創設を通じて日本とASEANとの間の経済統合を強化。
- (b) パートナーシップと連携の強化を通じて世界市場における日本とASEANの競争力を強化。
- (c) 物品及びサービスの貿易を漸進的に自由化し、円滑化すると共に透明かつ自由な投資制度を整備。
- (d) 更なる協力及び経済統合のために新たな分野を探り、適切な措置を開発。
- (e) ASEAN新規加盟国のより効果的な経済統合を促し、ASEAN諸国間の開発格差を縮小。

2．基本原則

- (a) 日本及びASEAN全加盟国を含む、相互主義、透明性及び日・ASEAN双方の相互利益原則に留意しつつ、自由化、円滑化及び協力活動に焦点を当てた幅広い範囲の分野を包摂。
- (b) ASEANの一体性、結束及び統合を考慮。
- (c) WTO協定のルールと規律に整合的であるべき。
- (d) ASEAN加盟国の経済発展のレベルの違いを認識し、特別のかつ異なった待遇を付与。ASEAN新加盟国に更なる柔軟性を付与。
- (e) 日本及び各ASEAN加盟国のセンシティブな分野に対処するため、柔軟性を付与。
- (f) 技術協力及びキャパシティ・ビルディングのプログラムも考慮。

3．包括的経済連携のための措置

日・ASEAN包括的経済連携は、次の措置により実現。

- (a) 第4節に明記されている早期実施措置の実施
- (b) 第5節に明記されている分野における日本とASEANとの間の円滑化及び協力についてのプログラムの実施
- (c) 次の分野の自由化のための措置の実施
 - (1) 物品の貿易
 - (2) サービスの貿易
 - (3) 投資

4．早期実施措置

1．日本及びASEANは、以下の活動に迅速に取り組むことを決定。

- (a) ASEAN、特にASEAN新規加盟国が連携に参加できるよう競争力を強化し、WTO及びWCOの加盟国でないASEAN加盟国がそれらの機関の加盟国となることに向け努力することを支援するための技術協力及びキャパシティ・ビルディング
- (b) 貿易及び投資の促進並びに円滑化措置
- (c) 貿易・投資に関する政策対話

- (d) ビジネス部門の対話
- (e) ビジネス関係者の移動の円滑化のための措置
- (f) 関税及び二国間貿易統計等の関連データの交換及び編集
- (g) 速やかな相互利益をもたらすその他の措置

2. 日本及びASEANは、上記の分野における既存の又は合意された計画を引き続き増進。

5 円滑化及び協力

1. 日本及びASEANは、円滑化及び協力の分野において2004年の初めから協議を行い、次の各分野における措置または活動の迅速な実施のための作業計画を作成することを決定。

(1) 貿易関連手続

貿易関連手続の円滑化は、コンピューター化、簡素化及び関連国際基準への可能な限りの調和による税関手続に関する協力を始めとした分野で実施。

(2) ビジネス環境

満足のいくビジネス環境は投資家を引きつける魅力の不可欠な部分であることを認識し、日本及びASEANの各加盟国は、ビジネス環境を改善し、関連分野での協力を強化するため努力。

(3) 知的財産権

日本は、ASEANの加盟諸国が、知的財産権を発展、改善、強化及び実施すること、並びに知的財産権関連の国際協定への加入を促進することに支援。情報交換を始めとした日本とASEANとの間の協力も促進。

(4) その他の協力分野・エネルギー

石油貯蔵、天然ガス利用及びエネルギー効率の向上における協力

・情報通信技術

情報通信技術インフラ、情報通信技術に関する法制度及び情報通信技術に関する人材を開発すること、並びにIT研究者及び技術者の交流を促進することに関する協力

・人材育成

日本及び各ASEAN各加盟国の関係機関の協力、特に熟練技術者及び中間管理者の人材育成分野における協力。

・中小企業

中小企業に関連する政策に関する意見を交換し、及び中小企業のビジネス機会を拡大することに関する協力

・観光及びホスピタリティー

観光及びホスピタリティーに関するセミナーまたは情報交換における協力

・交通及び輸送

効率的な貨物輸送システム、安全かつ持続可能な海運及び安全かつ効率的な空輸における協力

・基準認証及び相互承認に関する取決め

基準認証政策に関する情報交換及び各ASEANの各加盟国の基準認証担当機関のキャパシティ・ビルディング

・環境、自動車、バイオテクノロジー、科学技術、持続可能な森林管理、競争政策、食糧安全保障及び金融サービス協力を含むその他の可能な技術協力プロジェクト

2. 日本及びASEANは、引き続き円滑化及び協力の新たな分野において作業計画を開発。

6. 自由化

1. 日本及びASEANは、日・ASEAN間の累積的原産地規則の基本原則及び関税分類を議論し、並びに貿易及び税関データを収集し分析することにより、2004年の初めから物品の貿易、サービスの貿易及び投資の自由化に関する日・ASEAN包括的経済連携の協議を開始。
2. 日本及びASEANは、日本とASEANの加盟各国との二国間交渉の諸成果とASEAN統合プロセスの更なる進展を考慮した上で、日本とASEAN全体との間の包括的経済連携協定について交渉を開始。その協定は、WTO協定に整合的であるべき。
3. 交渉においては、日本との間で二国間の経済連携協定を締結し終えていないASEAN加盟諸国は、関税譲許の交渉を二国間で行う。日本との間で二国間の経済連携協定を締結し終えたASEAN加盟諸国と日本との間の自由化の譲許表は、日・ASEAN包括的経済連携協定の交渉で再交渉しない。
すべての自由化の譲許表は、日・ASEAN包括的経済連携協定に添付される。

(1) 物品の貿易

日本とASEANとの間で下記を含むがそれらに限定されない分野の自由貿易地域を創設するため、日本とASEANは、実質上のすべての物品の貿易に関し、関税その他の制限的通商規則（但し、必要に応じ、WTO協定付属書1Aの関税及び貿易に関する一般協定（GATT）24条8（b）にて認められた場合を除く。）を漸進的に撤廃することを決定。

- (a) 累積的原産地規則
- (b) 相互主義的な約束に関する原則を含む、関税率削減または撤廃に関する細部のルール。
- (c) 貿易の技術的障壁を含む非関税措置
- (d) WTO協定の原則に基づく貿易救済措置

(2) サービスの貿易

日本とASEANは、WTO協定のルールに整合的な、相当な範囲の分野を対象とするサービスの貿易を漸進的に自由化することを決定。な自由化は以下のことを目的とする。

- (a) 日・ASEAN間の実質上にすべての差別を漸進的に撤廃すること、又は日・ASEAN間のサービスの貿易に関する新たな若しくは一層差別的な措置を禁止（但し、WTO協定付属書1Bのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の第5条1（b）の下で認められた措置を除く）
- (b) サービスの貿易の自由化の深さ及び対象を拡大
- (c) ビジネス関係者の入国及び一時的移動を円滑化
- (d) 効率性及び競争力の強化のために日本とASEANとの間のサービスの分野における協力を強化

(3) 投資

投資を促進するため、日本とASEANは次の通り決定。

- (a) 自由かつ競争的な環境を創出
- (b) 投資分野での協力を強化し、投資を円滑化し及び投資規則の透明性を向上
- (c) 投資家及び投資財産に対し保護を供与

7. 最恵国待遇

WTOの加盟国でないASEAN諸国に対し、日本は引き続きGATT第1条に規定された一般的最恵国待遇を供与。日本は、相互主義に基づき、WTOに基づく最恵国待遇を供与するよう努力。

8. 一般的例外

この枠組みのいかなる記述も、日本又はASEANの個々の加盟国がWTO協定の規則及び規律に従って以下の目的のための措置をとり、または実施することを妨げない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある日本若しくはASEANとの間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、または国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

- (a) 日本又はASEAN加盟国の国家の安全の保護
- (b) 美術的、歴史的かつ考古学的価値のある物品の保護
- (c) 公衆の道徳の保護、公の秩序の維持または人、動物及び植物の生命及び健康の保護の目的で、日本又はASEANの各加盟国が必要と認めるその他の措置

9. 協議

この枠組みの解釈及び実施に関する見解の相違は、協議または調停により友好的に解決されるべき。

10. 時間的枠組

1. 日本及びASEANは、第6節パラ1定めるところにより、物品の貿易、サービスの貿易及び投資の自由化について、日ASEAN包括的経済連携に関する協議を、2004年の初めから開始。
2. 日本及びASEANは、第6節パラ2にいう日本とASEAN全体との間の包括的経済連携協定に関する交渉を、2005年の初めから開始するため最大限の努力。日本及びASEANは、実施に十分な期間を残す必要性を考慮して、可能な限り早期に交渉を終えるよう努力。
3. 可能な自由貿易地域の要素を含む日・ASEAN包括的経済連携の実現へ向けた措置の実施は、各国の経済レベル及びセンシティブな分野に考慮した上で、またASEAN新加盟諸国に5年の追加的猶予期間を与えることを含め、2012年までの出来るだけ早い時期に終結するべき。

11. 枠組みのための組織面での仕組み（省略）

（備考）下線は筆者による。

（出所）外務省による仮訳から一部を削除・要約して掲載。

東アジア地域協力をめぐる主な動き

| 年 | 月 | 出来事 |
|------|----|--|
| 1967 | 8 | 東南アジア諸国連合 (ASEAN) が設立される (「東南アジア諸国連合設立宣言」= バンコク宣言)。原加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国。 |
| 1971 | 11 | タイ学生による日貨排斥運動が起きる。 ASEANが「クアラ・ルンプル宣言」により東南アジア平和・自由・中立地帯 (ZOPFAN) 構想を表明。 |
| 1974 | 1 | 田中首相のジャカルタ訪問に際し、反日暴動が発生する (1・15事件)。 |
| 1976 | 2 | ASEANが第1回公式首脳会議を開催。 ASEAN事務局設立協定を採択、「東南アジア平和友好条約」(TAC)を採択、「ASEAN協和宣言」を採択、経済協力に合意しASEAN工業プロジェクト(AIP)を導入。 |
| 1977 | 2 | ASEANが第2回公式首脳会議を開催。 |
| | 2 | ASEAN第2回公式首脳会議に際し、第1回日・ASEAN首脳会議が開催される。「日・ASEAN共同声明」がまとめられ、福田首相が政策演説で対ASEAN外交3原則を提示 (福田ドクトリン)。日本はASEAN対和国となる。 |
| | 2 | ASEANが特惠取極 (PTA) を導入。 |
| | 8 | ASEANが一時的な国際的流動性危機に対応するため「ASEAN通貨スワップ協定」に合意。 |
| 1978 | 6 | 日・ASEAN外相会議が開催される (以後日・ASEAN外相会議はASEAN拡大外相会議の一環として毎年開催)。 |
| 1980 | 9 | 日豪のイニシアティブにより、ASEAN5か国と日本、米国、カナダ、豪州、NZの産官学の参加により、「太平洋共同体セミナー」を開催 (キャンベラ)。この際、日豪は太平洋経済協力会議 (PECC) の推進を呼びかける。 |
| 1984 | 1 | ブルネイがASEANに加盟。 |
| 1986 | 7 | 中国がGATTに加盟を申請。 |
| 1987 | 12 | ASEAN第3回公式首脳会議で「マニラ宣言」を採択。 ZOPFANの早期達成、「東南アジア非核地帯条約」(SEANWFZ)の早期創設に向けての一層の努力、 特惠貿易取極 (PTA)の改善、に合意。なお、この会議でTAC改正議定書を採択し、域外国による加入が可能となる。 |
| 1989 | 11 | APEC第1回閣僚会議が開催される (キャンベラ)。APECはASEAN6か国、日本、韓国、豪州、NZ、米国、カナダを原加盟国として発足。 |
| | 11 | ASEANと韓国との間で分野別の対話が始まる。 |
| 1990 | | インドネシアと中国との国交凍結が解除され、すべてのASEAN諸国と中国との間で国交が樹立される。 |
| | 12 | マレーシアのマハティール首相が「東アジア経済グループ (EAEG) 構想」を提唱 (後に「東アジア経済協議体 (EAEC)」に改称して唱える) するが、米国は強く反発。 |
| 1991 | 7 | 韓国がASEAN対話国に昇格し、拡大外相会議に初めて出席。 |
| | | 中国がASEAN外相会議にゲストとして出席。 |
| | | APECに中国、香港、チャイニーズ・タイペイが加盟。 |
| 1992 | 1 | ASEAN第4回公式首脳会議で、「シンガポール宣言」を採択し、 AFTAを15年間で創設、 ASEAN以外の東南アジア諸国のTACへの加盟、 拡大外相会議を政治・安保問題に関する対話の強化に活用する、こと等に合意。「ASEAN経済協力の向上に関する枠組協定」に署名。 |
| | 7 | 中国が「領海・接続水域法」を制定し、台湾や尖閣の他、南シナ海ほぼ全域を領海であると宣言。 |
| | 7 | ASEAN外相会議で、「南シナ海に関するASEAN宣言」を採択し、中国に対抗。 |
| 1993 | 1 | ASEANがAFTAの共通有効特惠関税 (CEPT) スキームに基づくASEAN域内関税の段階的引下げを開始。 |
| | 7 | ASEAN拡大外相会議がASEAN地域フォーラム (ARF) の1994年からの開催を確認。 |
| | 7 | 世銀が『東アジアの奇跡』を刊行。 |

| | | |
|------|----|--|
| | 11 | APECが米国のイニシアティブにより、閣僚会議の後に初の首脳会議を開催(シアトル)。 |
| 1994 | 7 | ARF第1回閣僚会議が開催される(中国は協議国として出席)。 |
| | 9 | ASEAN経済閣僚会議で、AFTAの下での域内関税引下げを2003年1月までに達成するよう前倒し等を合意。 |
| | 9 | ASEANと中国との経済・貿易協力合同委員会等が設置される。 |
| | 10 | シンガポールのゴ-首相が「アジア・欧州サミット」を提案。 |
| | 11 | APEC閣僚・首脳会議が開催され(ボゴール)、「ボゴール宣言」が採択される。 |
| 1995 | 1 | WTOが発足。 |
| | 8 | ARF第2回閣僚会議が開催され、信頼醸成、予防外交、紛争へのアプローチ、という3段階アプローチに合意。中国が対話国として参加。 |
| | 11 | APEC閣僚・首脳会議で、「ボゴール宣言」に至る筋道を示す「大阪行動指針」を採択。 |
| | 11 | アジア欧州会議(ASEM)のアジア側準備会合が閣僚レベルで開催される(ASEAN+3諸国が参加)。 |
| | 12 | ASEAN第5回公式首脳会議で、AFTAによる域内関税引下げの前倒し実施を決定。 |
| 1996 | 12 | ASEANにベトナムが加盟。 |
| | 2 | ASEMのアジア側準備会合が首脳レベルで開催される(ASEAN+3諸国が参加)。 |
| | 3 | ASEM第1回首脳会議が開催される。 |
| | 7 | ASEAN拡大外相会議に中国、インド、ロシアが初参加。 |
| | 9 | ASEAN経済閣僚会議でASEAN産業協カスキームにAFTAによる関税引下げを適用することに合意。 |
| | 11 | APEC閣僚・首脳会議で、各メンバーが自由化・円滑化の「個別行動計画」を提出し、「共同行動計画」を採択。 |
| 1997 | 5 | ASEAN特別外相会議で、12月の非公式首脳会議に際し、ASEAN+3首脳会議とASEAN+1首脳会議等を開催することを決定。 |
| | 5 | シンガポール外国為替市場でタイ・パーツが海外投機筋から売り浴びせを受ける(アジア通貨危機の始まり)。 |
| | 7 | ASEANにラオスとミャンマーが加盟。 |
| | 8 | タイ支援国会議で総額162億ドル(その後172億ドルに増加)の国際支援パッケージがまとまり、日本は最大規模の金融支援を約束・実施。 |
| | 9 | IMF年次総会及びG7会議で、日本が「アジア通貨基金(AMF)」構想を提唱するが、米国の反対や中国の消極姿勢等により実現せず。 |
| | 11 | APEC閣僚会議で早期自主的自由化分野(EVSL)に15分野を特定。 |
| | 12 | ASEAN創設30周年を記念し、第2回非公式首脳会議が開催される。「ASEANビジョン2020」が採択され、4分野にわたる中長期戦略を提示。 |
| | 12 | ASEAN+3の第1回首脳会議が開催される。このほか、ASEAN+1首脳会議(ASEANと日中韓各国との個別首脳会議)が開催される。 |
| 1998 | 7 | ASEAN外相会議で、「東南アジア友好協力条約議定書」が署名される(これにより域外国の加盟が可能になる)。 |
| | 10 | ASEAN経済閣僚会議で、「ASEAN投資地域(AIA)枠組み協定」が署名される。 |
| | 10 | IMF年次総会で、日本が「アジア通貨危機支援に関する新構想」(新宮澤構想)を提唱。 |
| | 11 | APEC閣僚・首脳会議で、EVSL協議が決裂。 |
| | 12 | ASEAN第6回公式首脳会議が開催される。「ハノイ行動計画」を採択し、「ASEANビジョン2020」を実現するための1999から2004年までの中期計画で経済統合・協力等に係る課題を列挙、AFTAによる関税引下げを2003年末までから2002年末までに1年前倒しすることに合意、AIAについて他の加盟国投資家への内国民待遇付与を2010年から2003年に前倒しすることに合意。 |

| | | |
|------|----|--|
| | 12 | ASEAN+3第2回首脳会議が開催される。金大中韓国大統領の提案により、東アジア・ビジョングループ(EAVG)が設置される。 |
| | 12 | 日・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、日本はアジア諸国経済構造改革支援のための特別円借款を表明。 |
| 1999 | 4 | ASEANにカンボジアが加盟(ASEAN10の実現)。 |
| | 7 | ARF外相会議が同年11月のASEAN+3第3回首脳会議や日中韓非公式首脳会議の開催を歓迎。 |
| | 9 | ASEAN経済閣僚会議で、AFTAの下でのすべての産品への輸入関税撤廃を原加盟6か国が2015年までに達成することに合意。 |
| | 11 | 日本のアジア再生ミッション(奥田ミッション)報告書が小淵総理に提出され、アジアにおける相互依存を前提に日本を開き、経済を活性化し、アジアでの信頼感を醸成するよう提言。 |
| | 11 | ASEAN第3回非公式首脳会議が開催される。域内輸入関税の撤廃について、原加盟6か国は2015年から2010年に前倒しで実施することに合意。南シナ海に係る地域的行動規範には合意に至らず。 |
| | 11 | ASEAN+3第3回首脳会議で、「東アジア協力に関する共同声明」が採択される。 |
| | 11 | ASEAN+3第3回首脳会議に際し、日中韓3国の首脳による対話が小淵首相の提案により初めて実現。 |
| | 12 | WTOシアトル閣僚会議で新ラウンドの立ち上げに失敗。 |
| 2000 | 5 | ASEAN+3蔵相会議で、「チェンマイ・イニシアティブ」が合意される。 |
| | 11 | ASEAN第4回非公式首脳会議でASEAN統合イニシアティブ(IAI)が合意される。 |
| | 11 | ASEAN+3第4回首脳会議が開催される。金大中韓国大統領の提案により、東アジア・スタディグループ(EASG)が設置される。 |
| | 11 | 中国・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で中国がFTA共同研究を提案、ASEAN側はASEAN+3によるFTAに向けた共同研究を逆提案、専門家会合の立ち上げに合意。 |
| | 11 | 日中韓首脳会議で、中国が日中韓FTA締結に向けた研究を提案、小泉首相は中長期的視点から検討を進めるべきと回答。 |
| 2001 | 11 | WTOドーハ閣僚会議で、新ラウンドの立ち上げに合意。 |
| | 11 | ASEAN第7回首脳会議が開催される。域内格差是正のため、新規加盟国のASEAN市場への無関税アクセスを2002年1月までに得られるよう努力する事に合意、対話パートナーであるインドとの10+1首脳会議の開催を検討、ASEAN+3協力の促進のため事務局の設置を検討。 |
| | 11 | ASEAN+3第5回首脳会議が開催される。EAVG最終報告書が提出され、「東アジア共同体」の構築を目指した指針や具体的な計画が示されるとともに、「東アジア・サミット」の開催が提言される。 |
| | 11 | 中国・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、ASEAN・中国自由貿易地域を10年以内に設立することに合意し、中国は熱帯産品等8分野の関税引下げ(アーリー・ハーベスト)を2004年1月に先行実施することを提案。 |
| | 12 | 中国がWTOに加盟。 |
| 2002 | 1 | 日本・シンガポール新時代経済連携協定が署名される。 |
| | 1 | 小泉首相、ASEAN諸国訪問における政策演説(シンガポール演説)で、日本・ASEAN包括的経済連携構想、東アジア開発イニシアティブ(IDEA)会合の開催、東アジアに「共に歩み共に進む」コミュニティをつくる、こと等を提案。 |
| | 11 | ASEAN+3第6回首脳会議が開催される。EASGが最終報告書が提出され、EA |
| | 11 | 中国・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、包括的経済協力「枠組み協定」が締結され、2004年6月にFTAを締結、ASEAN原加盟国との間では2010年までに関税を撤廃し自由化を完了、することに合意。 |

| | | |
|------|----|--|
| 2003 | 9 | WTOカンクン閣僚会議で、新ラウンドの枠組みに合意できず。 |
| | 10 | ASEAN第9回首脳会議が開催される。「第2ASEAN協和宣言」が採択され、(ア)政治・安全保障、(イ)経済、(ウ)社会・文化、の3つの分野での協力によりASEAN共同体を実現していくことに合意。 |
| | 10 | 日本・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、「日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み」に合意し、日本とASEAN全体の包括的経済連携協定の交渉を2005年初めから開始するよう努力、日本・ASEANのFTAによる貿易自由化等を2012年までに完全に実施、することに合意。 |
| | 10 | 日中韓3国首脳が「日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言」を発出し、三国間協力が東アジア協力の欠くことのできない構成要素とした上で、ASEAN+3等を通じ協調関係の強化を継続することに合意。 |
| 2004 | 12 | 日本・ASEAN特別首脳会議が開催され(ASEAN域外での初めての開催)、「日ASEAN東京宣言」と「日本ASEAN行動計画」が発表される。「東南アジア友好協力条約」を評価するとともに、包括的経済連携や「東アジア・コミュニティ」の構築に向けた東アジア協力の深化など7分野の協力が掲げられ、そのための具体的措置がまとめられる。 |
| | 7 | WTO一般理事会で、新ラウンド交渉の枠組み合意を採択。 |
| | 11 | APEC閣僚会議で、FTAをWTOによる多角的自由化に付加価値を与えるものと位置付け、今後の交渉に資する「FTAベスト・プラクティス」を承認。 |
| | 11 | ASEAN第10回首脳会議が開催される。ASEAN共同体実現に向け、安全保障と社会・文化の両共同体に係る行動計画を採択、地域統合の深化と域内格差縮小を目指す「ピエンチャン行動計画」に署名し、基金を設立、「東アジア・サミット」を2005年にマレーシアで開催することに合意、などの成果が得られる。 |
| | 11 | ASEAN+3第8回首脳会議が開催される。ASEAN首脳会議による「東アジア・サミット」の2005年開催合意を支持。 |
| | 11 | 日本・ASEAN外相会議で、日本・ASEAN包括的経済連携協定の交渉を2005年4月に開始することに合意。 |
| | 11 | 中国・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、モノの貿易についての協定に調印、2005年までに関税引下げが実施されることとなる。 |
| | 11 | 韓国・ASEAN首脳会議(ASEAN+1)で、韓国・ASEANのFTA締結交渉を2005年早期に開始し2年以内の妥結を目指すことに合意。 |
| 2005 | 11 | 日中韓3国首脳が貿易と投資のルールづくりや知的財産権の保護などを盛り込んだ行動戦略を採択。 |
| | 1 | WTO非公式閣僚会議で、2006年中の新ラウンド最終決着を目指すことが確認され、農産工業製品市場開放の大枠など12月の香港閣僚会議での合意目標が挙げられる。 |
| | 4 | ASEAN非公式外相会議で、「東アジア・サミット」へのインドの参加に合意。 |
| | 5 | ASEAN+3外相会議で、「東アジア・サミット」にインドの参加を認めるとともに、豪州とNZの参加を認める方向で合意。 |